

## ◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(令和二年十一月三〇日法律第六五号)

### 一、提案理由 (令和二年十一月一三日・衆議院内閣委員会)

○河野国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年十月七日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり、期末手当の支給割合について、年間〇・〇五月分を引き下げることが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

…………… (略) ……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

### 二、衆議院内閣委員長報告 (令和二年十一月一九日)

○木原誠二君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年の人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、期末手当の額の改定を行うものであります。

…………… (略) ……………

両案は、去る十一月十二日本委員会に付託され、翌十三日河野国務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十八日、質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院内閣委員長報告 (令和二年十一月二七日)

○森屋宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和二年十月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行おうとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、コロナ禍における給与改定の在り方、国の非常勤職員の処遇改善、国家公務員の働き方改革等について質疑が行われ

ましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より一般職給与法等改正案に反対、特別職給与法改正案に賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、一般職給与法等改正案は多数をもって、特別職給与法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。